

園芸施設の被覆材等の張替えにかかる費用を支援します

施設園芸農家の施設の機能維持と経営安定を図るため、園芸施設の被覆材等を張り替えるための費用の一部を助成します。

補助対象者

市内に居住する施設園芸農家（法人を除く）

補助対象施設

- ・令和2年1月1日現在に市内で所有し、令和2年1月31日までに市役所資産税課に償却資産の申告を行っている**鉄骨ハウス、エコノミーハウス、パイプハウス**
- ・令和2年1月1日現在に市内で所有し、市役所資産税課の固定資産課税台帳に登録されている**ガラスハウス**

補助対象経費

上記の「補助対象施設」の**被覆材（外張・内張）、カーテン、防虫ネット**の張り替えにかかる費用（工事費及び撤去・処分費を含む）

補助額・期間

※令和3年度以降の各年度の予算成立を前提とします。

- 補助率 : 補助対象経費の1 / 2以内
- 補助上限額 : 1経営体あたり300万円（5年間の合計額）
※補助額が1年目に上限額に到達しなければ、差額分を2年目以降に申請可
- 補助対象期間 : 令和2年7月1日（令和2年度）から令和7年3月31日（令和6年度）までの5年間

申請手続き

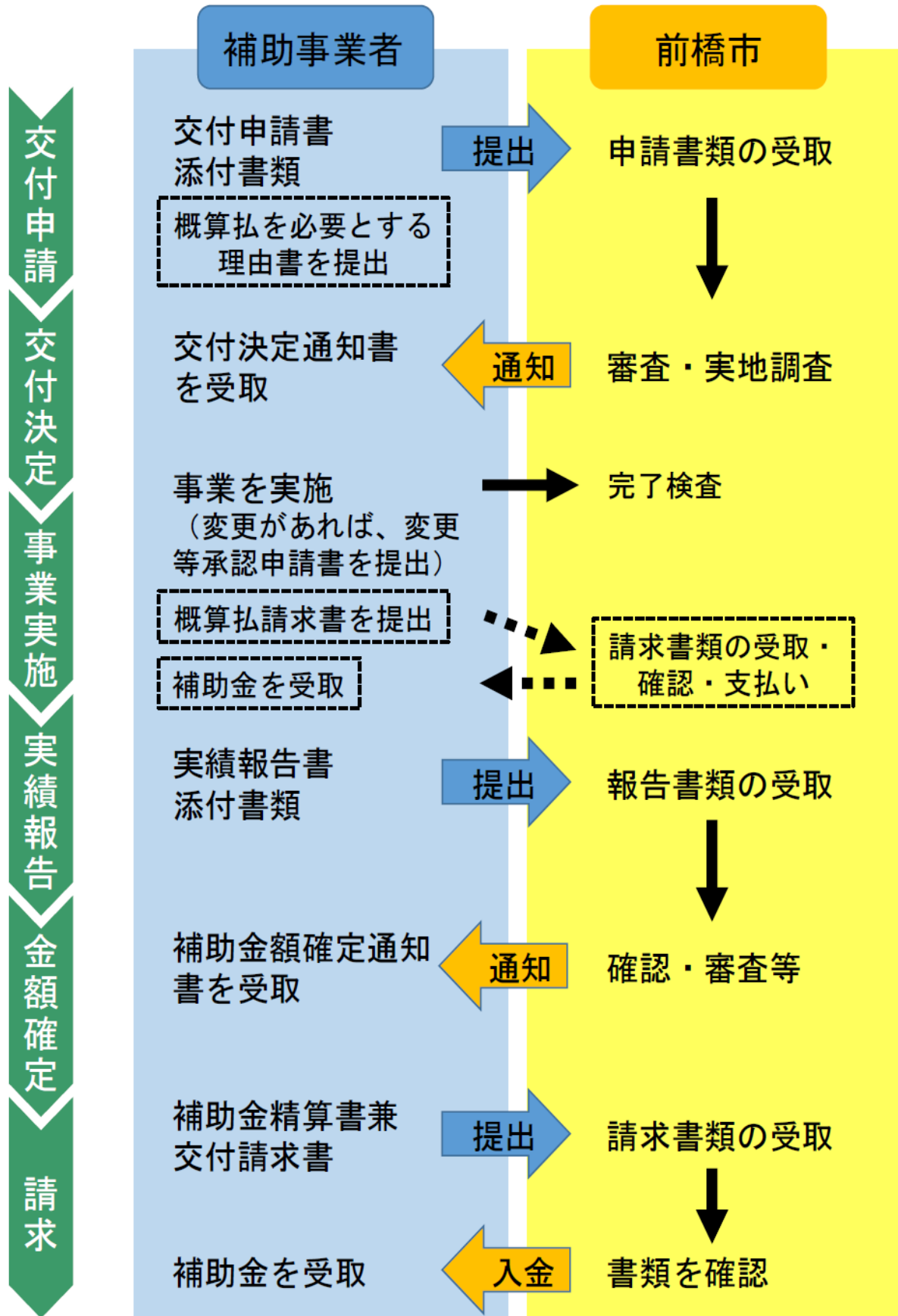
以下の書類を、令和3年2月26日までに前橋市役所農政課に持参または郵送してください（土日・祝日は除く）。JA前橋市各営農センター及び各支所営農経済課経由で提出することもできます。

<提出書類>

- ・交付申請書
- ・3者以上の見積書の写し
- ・市税完納証明書
- ・令和2年度償却資産申告書の写し（ガラスハウスの場合は、令和2年度固定資産税（家屋）課税明細書の写し） 他

【問い合わせ・提出先】〒371-8601 前橋市大手町 2-12-1
前橋市役所 農政課 農産園芸係
TEL : 027-898-6704

前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業補助金 申請から交付までの流れ



----- 概算払の流れ